

令和6年度 成果指標等の設定に関する基準

第1 趣旨

この基準は、政策評価の目的の一つである「道政の透明性の確保と道民への説明責任を果たす」観点から、施策の目標達成や現状の改善、課題の解決など、取組の成果や施策に関する状況を分かりやすく説明できるよう、令和6年度基本評価における一次政策評価の実施方針（以下、「実施方針」という。）第2の第3項第2号「成果指標の設定」及び第3の第4項第1号「施策評価」の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 成果指標の設定に関する基準

1 成果指標の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 成果指標は、原則、アウトカム指標とすること。
- (2) 施策の目標や課題及び取組と直結する指標を設定すること。
- (3) 「施策目標」、「現状と課題」に直接関連する総合計画、重点戦略計画及び特定分野別計画に掲げる成果指標のうち、重要な指標を設定すること。
- (4) 法令等で求められている体制整備に関する数値について、達成率100%に達した後、成果指標とする場合、取組に関する他の成果指標を設定するか、その他統計数値等による取組分析を行うこと。
- (5) 同類の成果指標を複数設定する場合は、まとめて1つの指標とすること。

2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で5つ以下の成果指標を設定すること。

第3 その他統計数値等の設定に関する基準

1 その他統計数値等の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) より課題を明確化するため、施策に関連する様々な統計数値等を設定すること。
- (2) 地域の課題や実情など社会経済情勢を明らかにする統計数値等を設定すること。
- (3) 施策の目標や課題及び取組と直結する統計数値等を設定すること。

2 前項を踏まえて、取組項目ごとに1つ以上、全体で3つ以下のその他統計数値等の設定に努めること。